
「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正について

日証協 平 18. 6. 29

本協会では、6月29日の自主規制会議において、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部を改正した。

協会員の人材の確保の円滑化を図るとともに、外務員資格に対する一般の関心を高めることを目的として、去る平成16年9月より証券外務員資格試験のうち二種外務員資格試験の受験を「証券外務員等資格試験規則」第23条により一般に開放しているところである。

また、一般に当該試験を開放するに当たっては、当該試験の合格者が、合格の日から2年を経過後に外務員登録又は個人証券仲介業者登録を初めてしようとするときは、あらかじめ外務員資格更新研修を受講するものとしていたことから、今般、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部について改正を行ったものである。

本規則改正は、平成18年7月1日から施行する。ただし、試験規則第23条により受験し合格した者の外務員登録に係る規則の改正については、平成18年9月1日から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は以下のとおり。

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正について

平成 18 年 6 月 29 日

日 本 証 券 業 協 会

I 改正の趣旨

本協会では、協会員の人材の確保の円滑化を図るとともに、外務員資格に対する一般の関心を高めることを目的として、去る平成 16 年 9 月より証券外務員資格試験のうち二種外務員資格試験の受験を「証券外務員等資格試験規則」（以下「試験規則」という。）第 23 条により一般に開放しているところである。

また、一般に当該試験の受験を開放するに当たっては、当該試験の合格者が、合格の日から 2 年を経過した日以降に外務員登録又は個人証券仲介業者登録を初めてしようとするときは、あらかじめ外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならないとしていたものであることから、今般、「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」（公正慣習規則第 15 号）等の一部を改正することとする。

II 改正の骨子

1. 「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」及び同細則の一部改正（別紙 1、別紙 2）

- (1) 会員は、一般に開放された試験の合格者が、合格の日から 2 年を経過した日以降に初めて外務員登録をしよう（特別会員にあっては、証券仲介業務に従事させるために初めて外務員登録をしよう）とするときは、当該登録を受けようとする日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、当該試験の合格の日以降、登録を受けようとする日前に一種外務員資格試験等に合格した場合を除く。

（第 18 条の 3 第 1 項、同条第 2 項）

- (2) 資格更新研修の受講義務期限の翌日から 180 日までの猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者については、外務員資格を取り消すこととしているが、当該猶予期間に外務員の登録を抹消した場合でも外務員資格を取り消すことを明確化する。

（第 18 条第 7 項）

- (3) その他所要の整備を図ることとする。

2. 「証券仲介業者に関する規則」（公正慣習規則第 16 号）の一部改正（別紙 3）

- (1) 上記公正慣習規則第 15 号の改正に合わせ、会員は、個人証券仲介業者のうち、一般に開放された試験の合格者が合格の日から 2 年を経過した日以降に初めて証券仲介業務を行うときは、証券仲介業の登録を受ける日前に資格更新研修を受講させなければならない。

また、証券仲介業者（法人）の役員又は従業員のうち、一般に開放された試験の合

格者について、合格の日から 2 年を経過した日以降に初めて外務員の登録をしようとするときは、当該登録を受けようとする日前に資格更新研修を受講させなければならない。

ただし、当該試験の合格の日以降、登録を受けようとする日前に一種外務員資格試験等に合格した場合を除く。

(第 18 条の 2 第 1 項、同条第 2 項)

(2) その他所要の整備を図ることとする。

3. 「証券外務員等資格試験規則」の一部改正（別紙 4）

(1) 一種外務員資格試験等の受験資格のうち、国内に所在する本店等に勤務する者としている要件を削る。 (第 13 条)

(2) 不正の手段により受験した場合及び 3 回連続して不合格となった場合の取扱いを明確化する。 (第 17 条、第 19 条)

III 実施の時期

この改正は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

ただし、試験規則第 23 条により受験し合格した者の外務員登録に係る規則の改正については、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

以 上

**「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（公正慣習規則第15号）
の一部改正について**

平成18年6月29日
(下線部分変更)

新	旧
第2章 外務員の登録義務、資格等	第2章 外務員の登録義務、資格等
(外務員資格の取消し、停止処分)	(外務員資格の取消し、停止処分)
第6条 本協会は、証券従業員に関する規則（公正慣習規則第8号）（以下「従業員規則」という。）第13条の規定により協会員から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）が証取法第64条の5第1項の規定による外務員の登録に関する処分に相当する場合と認めたときは、その外務員の第4条に規定する外務員資格を取り消し（以下この条において「外務員資格取消処分」という。）、又は2年以内の期間を定めてその外務員資格の効力を停止（以下この条において「外務員資格停止処分」という。）する。	第6条 本協会は、証券従業員に関する規則（以下「従業員規則」という。）第13条の規定により協会員から提出のあった事故顛末報告書を審査した結果、外務員（外務員であった者を含む。以下この条において同じ。）が証取法第64条の5第1項の規定による外務員の登録に関する処分に相当する場合と認めたときは、その外務員の第4条に規定する外務員資格を取り消し（以下この条において「外務員資格取消処分」という。）、又は2年以内の期間を定めてその外務員資格の効力を停止（以下この条において「外務員資格停止処分」という。）する。
2～6 （ 現行どおり ）	2～6 （ 省 略 ）
第4章 外務員の研修	第4章 外務員の研修
(外務員資格更新研修の受講等)	(外務員資格更新研修の受講等)
第18条 会員は、現に外務員の登録を受けている者について、その登録を受けた日（以下「外務員登録日」という。）を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に、本協会の外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、 <u>この限りでない。</u>	第18条 会員は、現に外務員の登録を受けている者について、その登録を受けた日（以下「外務員登録日」という。）を基準として5年目ごとの日の属する月の初日から1年以内に、本協会の外務員資格更新研修（以下「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、 <u>資格更新研修を受講し修了したもののみなす。</u>
2 会員は、外務員の登録を受けていない者について、新たに外務員の登録を受けたときは、外務員登録日後180日以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、	2 会員は、外務員の登録を受けていない者について、新たに外務員の登録を受けたときは、外務員登録日後180日以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、

新	旧
細則に定める者については、<u>この限りでない。</u> 3～6 （現行どおり） 7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（<u>猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。</u>）について、外務員資格を取り消し、その所属する会員に対しその旨を通知する。 （特別会員の外務員資格更新研修） 第 18 条の 2 特別会員（証券仲介業務を行う特別会員に限る。以下この条及び次条において同じ。）は、現に外務員の登録を受けている者（次項及び第 19 条において「登録外務員」という。）で証券仲介業務に従事する者について、その登録を受けた日（この条において「外務員登録日」という。）を基準として 5 年目ごとの日の属する月の初日から 1 年以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、<u>この限りでない。</u> 2 特別会員は、登録外務員について、新たに証券仲介業務に従事させたときは、当該従事させた日後 180 日以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、<u>この限りでない。</u> 3～6 （現行どおり） 7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者（<u>猶予期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。</u>）について、外務員資格を取り消し、その所属する特別会員に対しその旨を通知する。 8 （現行どおり）	細則に定める者については、<u>資格更新研修を受講し修了したものとみなす。</u> 3～6 （ 省 略 ） 7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者について、外務員資格を取り消し、その所属する会員に対しその旨を通知する。 （特別会員の外務員資格更新研修） 第 18 条の 2 特別会員（証券仲介業務を行う特別会員に限る。以下この条において同じ。）は、現に外務員の登録を受けている者（次項及び第 19 条において「登録外務員」という。）で証券仲介業務に従事する者について、その登録を受けた日（この条において「外務員登録日」という。）を基準として 5 年目ごとの日の属する月の初日から 1 年以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、<u>資格更新研修を受講し修了したものとみなす。</u> 2 特別会員は、登録外務員について、新たに証券仲介業務に従事させたときは、当該従事させた日後 180 日以内に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、細則に定める者については、<u>資格更新研修を受講し修了したものとみなす。</u> 3～6 （ 省 略 ） 7 本協会は、猶予期間に資格更新研修を修了しなかった者について、外務員資格を取り消し、その所属する特別会員に対しその旨を通知する。 8 （ 省 略 ）

新	旧
<u>(一般開放試験合格者の外務員資格更新研修)</u> 第 18 条の 3 <u>会員は、役員又は従業員のうち試験規則第 23 条により受験し合格した者(過去において外務員の登録又は個人証券仲介業者の登録を行っており、かつ、本協会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。次項において同じ。)</u>について、合格の日から 2 年を経過した日以降に、外務員の登録を初めて受けようとするときは、当該登録を受けようとする日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第 23 条により受験し合格した者が、当該合格の日以降、当該登録を受けようとする日前に、次の各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。 1 <u>試験規則による一種外務員資格試験</u> 2 <u>試験規則による会員内部管理責任者資格試験</u> 3 <u>平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の試験規則による信用取引外務員資格試験</u> 4 <u>平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の試験規則による会員営業責任者資格試験</u> 2 <u>特別会員は、役員又は従業員のうち試験規則第 23 条により受験し合格した者について、合格の日から 2 年を経過した日以降に、証券仲介業務に従事させるために外務員の登録を初めて受けようとするときは、当該登録を受けようとする日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第 23 条により受験し合格した者が、当該合格の日以降、当該登録を受けようとする日前に、前項各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。</u> 3 <u>第 1 項又は第 2 項の資格更新研修の受講がなされた場合であっても、協会員は、当該受講者について、第 18 条又は第 18 条の 2 に定めるところに従って、資格更新研修を受講さ</u>	(新 設)

新	旧
<u>せなければならない。</u> (特別会員の外務員再研修) 第 19 条 特別会員は、登録外務員（<u>証券仲介業務に従事する者を除く。</u>）について、外務員資格取得後 3 年目の年ごとに本協会が指定する営業員再研修（以下「再研修」という。）を受講させなければならない。ただし、次の各号に掲げる者を除く。 1 (現行どおり) 2 再研修を受講させなければならないこととなる年又はその年前 2 年以内に再研修又は資格更新研修を受講した者 3 <u>再研修を受講させなければならないこととなる年又はその年前 2 年以内に以下の資格試験に合格した者</u> イ <u>試験規則第 12 条各号による資格試験</u> ロ <u>平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の試験規則による信用取引外務員資格試験</u> ハ <u>平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の試験規則による会員営業責任者資格試験</u> ニ <u>平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の試験規則による特別会員営業責任者資格試験</u> 2 特別会員は、その役員又は従業員（<u>証券仲介業務に従事する者及び前項各号に該当する者を除く。</u>）について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、当該者に再研修を受講させなければならない。 1～2 (現行どおり)	(特別会員の外務員再研修) 第 19 条 特別会員は、登録外務員（<u>前条に該当する者を除く。</u>）について、外務員資格取得後 3 年目の年ごとに本協会が指定する営業員再研修（以下「再研修」という。）を受講させなければならない。ただし、次の各号に掲げる者を除く。 1 (省 略) 2 再研修を受講させなければならないこととなる年及びその年前 2 年以内に再研修を受講した者又は試験規則第 12 条各号に定める資格試験に合格した者 (新 設) 2 特別会員は、その役員又は従業員（<u>前条及び前項に該当する者を除く。</u>）について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、遅滞なく、当該者に再研修を受講させなければならない。 1～2 (省 略)

新	旧
付 則 この改正は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。 ただし、第 18 条の 3 の改正規定は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。	

『『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

平成 18 年 6 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
(審問等の手続き) 第 7 条 本協会は、規則第 9 条第 2 項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者又は特別会員代表者に通知するものとする。 2 (現行どおり) 3 第 1 項の審問又は前項の聴聞は、会員代表者又は特別会員代表者の出席を求めて行うものとする。ただし、会員代表者又は特別会員代表者が出席できない場合には、内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者(「協会の内部管理責任者等に関する規則」(公正慣習規則第 13 号)に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。)を代理人とすることができる。この場合には、当該代理人が、当該審問又は聴聞について協会員を代表する者である旨の委任状を持参するものとする。 4 (現行どおり) (資格更新研修の特例) 第 9 条 規則第 18 条第 1 項ただし書若しくは第 2 項ただし書又は第 18 条の 2 第 1 項ただし書若しくは第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。 1 規則第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 18 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に定める期間(以下「受講義務期間」という。)の初日前 2 年以内に証券外務員等資格試験規則第 12 条第 1 号、第 3 号若しくは第 5 号に定める資格試験又は平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の試験規則による信用取	(審問等の手続き) 第 7 条 本協会は、規則第 9 条第 2 項の規定により審問を行う場合には、審問の期日、場所及び審問事項を記載した書面により、会員代表者又は特別会員代表者に通知するものとする。 2 (省 略) 3 第 1 項の審問又は前項の聴聞は、会員代表者又は特別会員代表者の出席を求めて行うものとする。ただし、会員代表者又は特別会員代表者が出席できない場合には、内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者(「協会の内部管理責任者等に関する規則」に規定する内部管理統括責任者又は内部管理統括補助責任者をいう。)を代理人とすることができる。この場合には、当該代理人が、当該審問又は聴聞について協会員を代表する者である旨の委任状を持参するものとする。 4 (省 略) (資格更新研修の特例) 第 9 条 規則第 18 条第 1 項ただし書若しくは第 2 項ただし書又は第 18 条の 2 第 1 項ただし書若しくは第 2 項ただし書に規定する細則に定める者は、次の各号に掲げる者とする。 1 規則第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 18 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項に定める期間(以下「受講義務期間」という。)の初日前 2 年以内に証券外務員等資格試験規則第 12 条第 1 号から第 5 号に定める資格試験(以下「資格試験」という。)に合格した者又は資格更新研修を修了した

新	旧
<u>引外務員資格試験若しくは会員営業責任者資格試験</u>（以下「資格試験」という。）に合格した者又は資格更新研修を修了した者 2 （ 現行どおり ） 3 会員代表者若しくは特別会員代表者又はこれらの者に準ずる者として本協会が適当と認める者であって、本協会が指定する期間内に<u>指定する研修</u>を修了した者 4 やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者 <u>（なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することができる。）</u>	者 2 （ 省 略 ） 3 会員代表者若しくは特別会員代表者又はこれらの者に準ずる者として本協会が適当と認める者であって、本協会が指定する期間内に<u>指定研修</u>を修了した者 4 やむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると本協会が認めた者であって、<u>本協会が指定する期間内に指定研修</u>を修了した者
付 則 この改正は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。	

「証券仲介業者に関する規則」（公正慣習規則第16号）の一部改正について

平成18年6月29日

（下線部分変更）

新	旧
（資格更新研修の受講等） 第18条 会員は、個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員について、第1号及び第2号に定める期間（以下この条において「受講義務期間」という。）内に、本協会の外務員資格更新研修（以下この条及び次条において「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。 1～2 （ 現行どおり ） 2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者が当該各号に該当することとなったときの資格更新研修に限り、同項の適用はないものとする。 1 受講義務期間の初日前2年以内に証券外務員等資格試験規則（以下「試験規則」という。）第12条第1号、第3号若しくは第5号による資格試験又は平成18年4月1日施行の改正前の試験規則による信用取引外務員資格試験若しくは会員営業責任者資格試験（次号において「資格試験」という。）に合格した者又は資格更新研修を修了した者 2 （ 現行どおり ） 3 本協会がやむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると認めた者（なお、本協会が認めるにあたっては、一定の条件を付することができる。） 3～5 （ 現行どおり ） 6 本協会は、前項の規定による資格更新研修を修了しなかった者（前項に定める期間に外務員の登録を抹消した場合を含む。）について、外務員資格を取消し、その旨を会員を通じて証券仲介業者に通知するものとする。	（資格更新研修の受講等） 第18条 会員は、個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員について、第1号及び第2号に定める期間（以下この条において「受講義務期間」という。）内に、本協会の外務員資格更新研修（以下この条及び次条において「資格更新研修」という。）を受講させなければならない。 1～2 （ 省 略 ） 2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者が当該各号に該当することとなったときの資格更新研修に限り、同項の適用はないものとする。 1 受講義務期間の初日前2年以内に証券外務員等資格試験規則第12条第1号から第5号に定める資格試験（次号において「資格試験」という。）に合格した者又は資格更新研修を修了した者 2 （ 省 略 ） 3 本協会がやむを得ない事由により資格更新研修の受講が困難であると認めた者であって、本協会が指定する期間内に本協会の指定研修を修了した者 3～5 （ 省 略 ） 6 本協会は、前項の規定による資格更新研修を修了しなかった者について、外務員資格を取消し、その旨を会員を通じて証券仲介業者に通知するものとする。

新	旧
7 (現行どおり) (一般開放試験合格者の外務員資格更新研修) 第 18 条の 2 会員は、個人証券仲介業者（証券仲介業の登録を受ける前の者であって、証券仲介業に係る業務の委託契約を締結した者を含む。）のうち試験規則第 23 条により受験し合格した者（過去において個人証券仲介業者の登録又は外務員の登録を行っており、かつ、本協会規則により外務員資格を取り消されたことがない者を除く。次項において同じ。）が合格の日から 2 年を経過した日以降に、初めて証券仲介業務を行うときは、証券仲介業の登録を受ける日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第 23 条により受験し合格した者が当該合格の日以降、当該業務を行う日前に、次の各号に掲げる試験に合格した者である場合は、この限りでない。 1 試験規則による一種外務員資格試験 2 試験規則による会員内部管理責任者資格試験 3 平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の試験規則による信用取引外務員資格試験 4 平成 18 年 4 月 1 日施行の改正前の試験規則による会員営業責任者資格試験 2 会員は、証券仲介業者の役員又は従業員のうち試験規則第 23 条により受験し合格した者が合格の日から 2 年を経過した日以降に、外務員の登録を初めて受けようとするときは、外務員の登録を受けようとする日前に、資格更新研修を受講させなければならない。ただし、試験規則第 23 条により受験し合格した者が当該合格の日以降、当該業務を行う日前に、前項各号に掲げる試験に合格した者である場	7 (省 略) (新 設)

新	旧
<u>合は、この限りでない。</u> 3 <u>第1項又は第2項の資格更新研修の受講がなされた場合であっても、会員は、当該受講者について、第18条に定めるところに従って、資格更新研修を受講させなければならない。</u> (指定研修の受講) 第19条 特別会員は、個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員（会員を所属証券会社等とする個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員を除く。）について、第1号及び第2号に定める期間（次項において「受講義務期間」という。）内に、本協会が指定する研修（次項において「本協会の指定研修」という。）を受講させなければならない。 1～2 （ 現行どおり ） 2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者が当該各号に該当することとなったときの本協会の指定研修に限り、同項の適用はないものとする。 1 <u>受講義務期間の初日前2年以内に試験規則第12条第1号、第3号、第5号若しくは第10号に定める資格試験又は平成18年4月1日施行の改正前の試験規則による信用取引外務員資格試験、会員営業責任者資格試験若しくは特別会員営業責任者資格試験（次号において「資格試験」という。）に合格した者、資格更新研修を修了した者又は本協会の指定研修を受講した者</u> 2 （ 現行どおり ） 付 則	(指定研修の受講) 第19条 特別会員は、個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員（会員を所属証券会社等とする個人証券仲介業者及び証券仲介業者の外務員を除く。）について、第1号及び第2号に定める期間（次項において「受講義務期間」という。）内に、本協会が指定する研修（次項において「本協会の指定研修」という。）を受講させなければならない。 1～2 （ 省 略 ） 2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当する者が当該各号に該当することとなったときの本協会の指定研修に限り、同項の適用はないものとする。 1 <u>受講義務期間の初日前2年以内に証券外務員等資格試験規則第12条第1号から第5号まで、第9号又は第10号に定める資格試験（次号において「資格試験」という。）に合格した者、資格更新研修を修了した者又は本協会の指定研修を受講した者</u> 2 （ 省 略 ）

新	旧
この改正は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条の 2 の改正規定は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。	

「証券外務員等資格試験規則」の一部改正について

平成 18 年 6 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
第 3 章 試験の執行 (受験資格) 第 13 条 協会員が、試験を受けさせることのできる者は、次に掲げる者とする。 1 一種外務員資格試験 イ 会員の使用人（出向により受け入れた者を<u>含む</u>。以下同じ。）又はその会員が使用人として採用しようとする者のうち「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第 4 条第 3 号に規定する二種外務員の資格（以下「二種外務員の資格」という。）を有する者 ロ 会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「会員支配会社」という。）の使用人（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）を<u>除く</u>。以下同じ。）又はその会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ハ （ 現行どおり ） ニ 特別会員の使用人（出向により受け入れた者を<u>含む</u>。以下同じ。）又はその特別会員が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ホ 特別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「特別会員支配会社」という。）の使用人（派遣労働者を<u>除く</u>。	第 3 章 試験の執行 (受験資格) 第 13 条 協会員が、試験を受けさせることのできる者は、次に掲げる者とする。 1 一種外務員資格試験 イ 会員の使用人（出向により受け入れた者を<u>含む</u>、<u>国内に所在する本店その他の営業所に勤務する者をいう</u>。以下同じ。）又はその会員が使用人として採用しようとする者のうち「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第 4 条第 3 号に規定する二種外務員の資格（以下「二種外務員の資格」という。）を有する者 ロ 会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「会員支配会社」という。）の使用人（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）を<u>除き</u>、<u>国内の事務所に勤務する者に限る</u>。以下同じ。）又はその会員支配会社が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ハ （ 省 略 ） ニ 特別会員の使用人（出向により受け入れた者を<u>含む</u>、<u>国内に所在する本店その他の営業所又は事務所に勤務する者をいう</u>。以下同じ。）又はその特別会員が使用人として採用しようとする者のうち二種外務員の資格を有する者 ホ 特別会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「特別会員支配会社」という。）の使用人（派遣労働者を<u>除き</u>、

新	旧
以下同じ。)又はその特別会員支配会社が 使用人として採用しようとする者のうち 二種外務員の資格を有する者 へ～ト (現行どおり) 2～10 (現行どおり) 2 (現行どおり)	<u>国内の事務所に勤務する者に限る。</u>以下同 じ。)又はその特別会員支配会社が使用人 として採用しようとする者のうち二種外 務員の資格を有する者 へ～ト (省 略) 2～10 (省 略) 2 (省 略)
(不正の手段による受験等) 第 17 条 委員会は、不正の手段により試験を受 けた<u>及び</u>受けようとした者に対しては、その 試験を停止し又は<u>不合格として取り扱うこと</u> ができる。 2 委員会は、<u>前項に規定する者に対しては、</u> 1 年以内の期間を定めて試験を受けさせない ことができる。 3～4 (現行どおり)	(試験の停止及び合格の取消し等) 第 17 条 委員会は、不正の手段により試験を受 け<u>又は</u>受けようとした者に対しては、その試 験を停止し又は<u>合格の決定を取り消すこと</u>が できる。 2 委員会は、<u>前項の規定により試験を停止し</u> <u>又は合格の決定を取り消した者に対し、</u>1 年 以内の期間を定めて試験を受けさせないこと ができる。 3～4 (省 略)
(不合格者の取扱い) 第 19 条 試験を受け、不合格となった者は、当 該受験日から 30 日を経過する日までは、同一 種類の試験を受けることができない。 2 試験を受け、同一種類の試験を<u>初回の受験</u> <u>から</u>3 回連続して不合格となった者は、当該 3 回目の試験の受験日から 180 日を経過する 日までは、同一種類の試験を受けることがで きない。 3 <u>前項の規定により、180 日を経過した後最初</u> <u>に受ける試験については、初回の受験とみな</u> <u>し、以後の受験については、前 2 項の規定を</u> <u>適用する。</u>	(不合格者の取扱い) 第 19 条 試験を受け、不合格となった者は、当 該受験日から 30 日を経過する日までは、同一 種類の試験を受けることができない。 2 試験を受け、同一種類の試験を 3 回連続し て不合格となった者は、当該 3 回目の試験の 受験日から 180 日を経過する日までは、同一 種類の試験を受けることができない。 (新 設)
(証券仲介業者等に係る受験手続き) 第 21 条 協会員は、証券仲介業者若しくはその 使用人又は証券仲介業者が使用人として採用 しようとする者に試験を受けさせようとする	(証券仲介業者等に係る受験手続き) 第 21 条 協会員は、証券仲介業者若しくはその 使用人又は証券仲介業者が使用人として採用 しようとする者に試験を受けさせようとする

新	旧
ときは、当該証券仲介業者の商号、名称又は氏名等について、<u>あらかじめ</u>所定の様式により本協会に届出を行い、本協会の確認を得るものとする。 2～8 （ 現行どおり ） 付 則 この改正は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。	ときは、当該証券仲介業者の商号、名称又は氏名等について、<u>予め</u>所定の様式により本協会に届出を行い、本協会の確認を得るものとする。 2～8 （ 省 略 ）